

吸収分割に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社施行規則第 189 条
に基づく開示事項)

2026 年 4 月 1 日

リケン N P R 株式会社

株式会社リケン N P R 新潟

2026年4月1日

吸収分割に係る事後開示書類

(会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社施行規則第189条に基づく開示事項)

東京都千代田区三番町8番地1
リケンNPR株式会社
代表取締役会長兼CEO 前川 泰則

新潟県柏崎市大字剣字下境井949-1
株式会社リケンNPR新潟
代表取締役社長 佐藤 直樹

リケンNPR株式会社（以下、「吸収分割承継会社」という。）及び株式会社リケンNPR新潟（2026年4月1日付で株式会社リケンから商号の変更を実施。以下、「吸収分割会社」という。）は、2026年1月29日付で吸収分割契約書を締結し、効力発生日を2026年4月1日として、吸収分割会社の営業・技術開発・コーポレート部門（以下、「本件事業」という。）に関する権利義務を吸収分割承継会社に継承させる吸収分割（以下、「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社施行規則第189条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2026年4月1日

2. 吸収分割会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続きの経過（吸収分割の差止請求）

吸収分割会社は、吸収分割承継会社の完全子会社であるため、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過（反対株主の買取請求）

吸収分割会社は、吸収分割承継会社の完全子会社であるため、該当事項はありません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）

本吸収分割においては、会社法第787条第1項第2号の要件を満たす新株予約権が存在しないため、会社法第787条の規定による手続は行っておりません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過（債権者の異議）

吸収分割会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2026年2月20日付の官報及び同日付の電子公告により、債権者に対し、本吸収分割に対して異議申述をすることができる旨の公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（吸収分割の差止請求）

本件吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

本件分割は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の異議）

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2026 年 2 月 20 日付の官報及び同日付の電子公告により、債権者に対し、本吸収分割に対して異議申述をすることができる旨の公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本件分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

吸収分割承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2026 年 4 月 1 日をもって、吸収分割会社から、本分割吸収において規定する本件事業の権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2026 年 4 月 1 日に会社法第 923 条の変更の登記を申請しました。

6. その他本件分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以 上